

事務連絡
令和2年6月1日

各区市生活困窮者自立支援制度担当課 御中

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課長

緊急一時宿泊場所の利用期間延長及び利用期間終了後の支援について

平素より東京都の福祉・保健行政に御協力いただきまして、ありがとうございます。
標記の件について、「緊急一時宿泊場所の利用期間終了後の支援について」（令和2年5月22日付東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課長事務連絡）により、緊急一時宿泊場所からの円滑な移行を勧奨し、利用期間を令和2年6月7日チェックイン（翌日チェックアウト）までとしているところです。

しかし、東京都では、（法に基づかない）休業要請を段階的に緩和することとしており、インターネットカフェ等については引き続き休業を要請していることから、下記のとおり利用期間を延長するので、対応方お願いいたします。

御不明な点は、下記の担当まで御連絡ください。

記

1 緊急一時宿泊場所の利用期間の延長について

緊急一時宿泊場所は、利用期間を令和2年6月7日チェックインまでとしていたところですが、緊急一時宿泊場所退所後の居所の確保が困難である場合に限り、利用期間を最大で令和2年6月14日チェックイン（翌日チェックアウト）まで延長します。

緊急一時宿泊場所の延長を行う場合は、利用者の意向や状況に応じて個別に利用期間を設定し、以下のとおり同宿泊場所及び利用者に対する依頼等を行ってください。

(1) 緊急一時宿泊場所への依頼

別紙1「利用延長依頼情報提供票」を作成し、個人情報の管理を適切に行った上で、緊急一時宿泊場所（ホテル又は本部）及びTOKYOチャレンジネットサポートセンター宛てにメールにて送付してください。

＜利用延長依頼送付期限：令和2年6月3日（水曜日）必着＞

(2) 利用者への連絡

利用者に、変更後の利用期間（チェックアウト予定日等）を令和2年6月5日（金曜日）までに連絡してください。

(3) その他

この事務連絡以降に新規利用を開始する方については、「緊急宿泊所利用票」の利用予定期間の終期を最大で令和2年6月14日（6月15日チェックアウト）と記載することが可能です（利用者の意向や状況に応じて個別に利用期間を設定してください）。

なお、生活保護制度利用者については、「緊急事態宣言の解除に伴う緊急一時宿泊場所の取扱い等について」（令和2年5月26日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）により通知しています。

2 利用期間終了後の円滑な移行について

利用期間の終了日が迫っているため、利用期間終了後の居所の確保等については、貴区市の自立相談支援事業での支援に加え、以下の支援も活用しながら、アパート等への円滑な移行支援をお願いします。

(1) アパート等への入居支援

TOKYOチャレンジネットでは、既存の住宅情報提供システムを活用し、令和2年5月25日より、住居喪失者等の居宅移行に関する相談・支援を行う「住居確保相談事業」を実施しています。

(2) 区市借上げによる宿泊施設の利用

一部の宿泊施設（現在緊急一時宿泊場所として利用している施設を含む。）について、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業として、貴区市が実施主体となり借上げを行うなどの方法により、当該施設を継続利用することが可能となりますので、実施を検討される場合は下記の担当まで御連絡ください。

(3) 一時利用住宅の利用

あらためて利用者の意向等を確認した結果、TOKYOチャレンジネットの利用要件に該当する場合には、一時利用住宅の利用が可能です（詳細についてはTOKYOチャレンジネットサポートセンター担当者にお問い合わせ願います）。

3 その他

今後、インターネットカフェ等への休業要請の継続が見込まれる場合の取扱いについては、別途通知します。

【担当】

福祉保健局生活福祉部地域福祉課生活援助担当
市川・村井・吉田・門井

TEL : 03-5320-4572

E-mail : S0410508@section.metro.tokyo.jp

利用延長依頼情報提供票

以下の者について、現在の利用に係る延長について依頼する。

担当福祉事務所

項番	本人属性		宿泊ホテル			延長手続 (~6/14) 延長後の 利用終了予定日 (チェックアウト前日)
	氏名	受付区市	ホテル名称	利用開始	利用終了予定日 (チェックアウト前日)	
1	Aさん	〇〇区	〇〇ホテル	4月13日	6月11日	
2	Bさん	〇〇区	〇〇ホテル	4月30日	6月14日	
3						
4						
5						
6						
7						
8						

【注意事項】

・利用終了日は、最終チェックイン (チェックアウトの前日) の日付を入力してください。

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 28 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

居宅生活移行緊急支援事業（仮称）（令和2年度第2次補正予算案）の
積極的な活用について

平素より生活困窮制度及び生活保護制度の適切な運用にご尽力いただき感謝申し上げます。

今般、令和2年度第2次補正予算案が閣議決定され、新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第1次補正予算等で措置された対策と相まって、「感染拡大の抑え込み」と「社会経済活動の回復」の両立を目指すための対策が強化されます。

生活困窮者自立支援制度等においても追加的な取組として、自立相談支援機関等の体制強化や住居確保給付金の積み増し等が進められる予定ですが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方に対し、アパート等の居室確保や定着支援を着実に進めていくことが重要になることが予想されます。

上記の取組に関しては、令和2年度第2次補正予算案において、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付、住まい確保のための支援、住まい確保後の定着のための支援について、相談者の状況に応じた一貫した支援の取組が可能となる補助事業（居宅生活移行緊急支援事業（仮称））を設けております。地域の実情に応じ、居住支援法人等とも連携を図っていただき、当該補助金の積極的な活用をお願いします。

なお、年度内の開始であれば補助可能ですので、速やかにご検討をいただければ幸いです。

(参考1) 別添「生活困窮者等の住まい対策の推進」他参照

(参考2) 居宅生活移行緊急支援事業(仮称)の実施イメージ

本事業については、地域の実情に応じた柔軟な取組が可能であるところ、具体的な事業の実施イメージは以下のとおりです。

<例1>

自立相談支援機関から紹介された、離職により住まいを失うおそれのある方について、本事業の委託を受けた居住支援法人が速やかに新たな住居を確保するために、その方のニーズを踏まえた物件を紹介する等アパート入居支援等を実施。

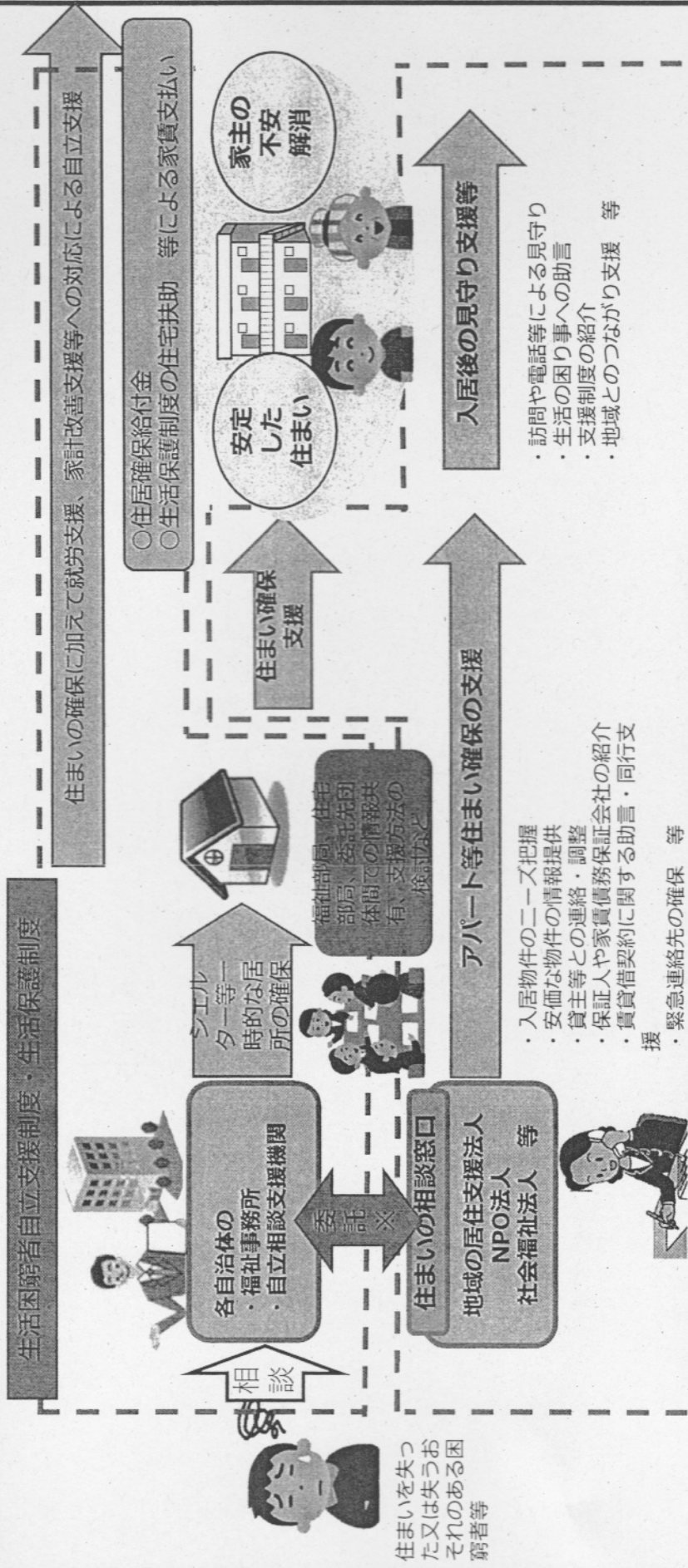
<例2>

ホテル等の一時的な居所に滞在する方について、生活困窮者支援を行うNPO法人が開設する住まいの相談窓口(本事業を活用して開設)に相談。NPO法人は、その方が希望する物件に係る賃貸借契約に関する助言・同行支援を行うとともに、入居後も定期的に見守り等を実施。

生活困窮者等の住まい対策の推進

- 住居不安定者（離職により住まいを失うおそれのある方や、ホテル等の一時的な居所に滞在する方など）に対し、アパート等の居室確保や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。
- 令和2年度補正予算案による居宅生活移行緊急支援事業（仮称）により、住まいに困窮している相談者に対し、入居から見守りまで、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度と一体的に相談者の状況に応じた支援を実施する。

事業のスキーム



令和2年度第二次補正予算案による居宅生活移行緊急支援事業（仮称）
（予算案額26億円）
・上記事業に係る人件費、事務費等への補助（国3/4、自治体1/4）

※都道府県等からの委託・補助も可

生活困窮者等の住まい対策の推進

令和2年度 第二次補正予算案：26億円

事業概要

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はその恐れのある方に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。

事業内容

一般の新型コロナウイルスの影響等により増加が懸念される住居不安定者に対し、アパート等への入居支援、入居後の定着支援などを進めるため、福祉事務所等における住居支援体制を強化する。

※ 住居喪失者など住まいに困窮している方に対し、入居から見守りまで一貫した住居支援を行う。

【支援内容（例）】

①入居に当たった際の支援

- ・ 相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供
- ・ 保証人や家賃債務保証業者探しの補助
- ・ 受入先との連絡・調整、賃貸借契約に関する同行支援 等

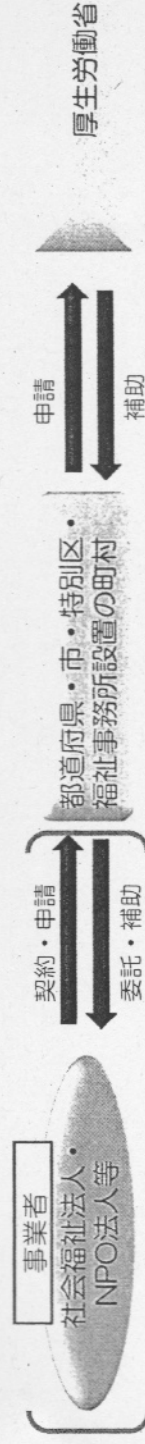
②安定的な居住のための支援

- ・ アパート等入居後の訪問や電話等による見守り
- ・ 安定した居住を継続するための助言 等

【支援対象】

- ・ 生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方

補助スキーム等



(1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）

(2) 補助率：国3/4、自治体1/4

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和2年度 第二次補正予算案: 73億円

令和2年度当初予算額 227億円

の内数

令和2年度 第1次補正予算額 27億円

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、905自治体）

【補助率】 3/4

【支給対象者】

- ・ 離職・廃業後2年以内の者
- ・ 給与等を獲得する機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】

- ・ 収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。
 - ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）
 - ※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ・ 資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）
 - ※東京都特別区の資産要件（目安）：単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ・ 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】

家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）

※東京都特別区の支給額（目安）：単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

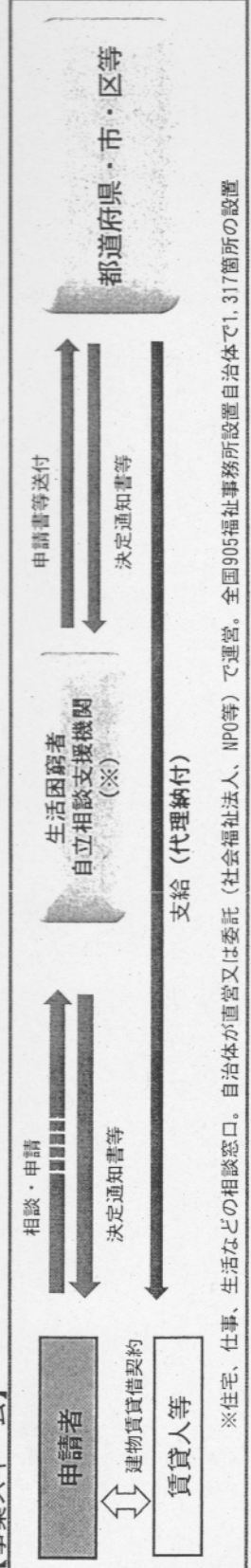
【支給期間】

原則3か月（求職活動等を誠実にを行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】

賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



※住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託（社会福祉法人、NPO等）で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

令和2年度 第二次補正予算案:2,048億円

令和元年度 予備費交付額 267億円
令和2年度 第1次補正予算額 359億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方 [主に休業された方])

本則		特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 (※)その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方 [主に失業された方等])

本則		特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

注 総合支援資金(生活支援費)については、本来、自立相談支援事業等による支援を要件としているが、貸付申請が増加している現状に鑑み、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要としている。

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。